

強制出向延長取消裁判第6回口頭弁論開催! 3名が堂々と証言!

12月3日、東京地方裁判所で強制出向取消裁判第6回口頭弁論（証人尋問）が開催され、68名の組合員・OBが結集しました。

裁判では4名が証人に立ちました。会社側証人である澤邊元新幹線鉄事人事課長は、労働協約の出向に対する見解を、無理のある苦しい証言を繰り返し、山本さんのC型肝炎については「悪化したら本体にいる人と同様の給付が受けられる」と、労働者の健康状態など考慮しないと云わんばかりの冷たい証言をしました。

本部本橋業務部長は「会社との協約・協定の交渉内容や苦情処理会議の議論経過からも山本さんの出向延長は無効だ」と力強く証言しました。

木村東京車両所分会書記長は、会社側が山本さんは20年に亘り車両所で勤務していないので車両所に戻すことは不適切としていることについて、「私は18年間、新幹線電車の検査・検修業務ではない列車扱所に勤務していた」「その後、交番検査に配属されたが教育を受け問題なく作業に従事している」「山本さんの車両所復帰は十分可能である」ことを自らの体験を活かし詳細に堂々と証言しました。

山本さんは「仲間のいる車両所に戻りたい」「このままでは退職まで出向となる」「SMTでの仕事はC型肝炎が悪化し、肝硬変、肝癌へと進行する不安がある」「出向延長前に3回の面談を行ったが一方的なものあり納得できるものではなかった」「車両所の仕事は以前経験があるのでやる自信はある」ことを力強く堂々と証言しました。

報告集会、懇親会で会社の理不尽を許さず職場から闘うことを確認!

裁判終了後、報告集会、懇親会を開催しました。成田委員長は「山本さんの証言は自らの壁を越え前進していくための力強さを感じた。これをみんなが受け止め共に闘おう」「また、裁判は労働者を使い勝手良く、一方的に社外へ放り出すことを許さないための闘いでもある。その意味では一労働者の問題ではなく、JR東海の全体の労働者の問題である」と提起しました。そして参加者全員が裁判勝利と共に、職場で起きている会社の理不尽を許さず闘うことを確認しました。

